

医療費控除

1年間に支払った医療費が一定額を超えたとき、納めた所得税の一部が還付されます。これを、医療費控除といいます。



1月から12月までの1年間に、対象となる医療費等の支出が10万円（総所得金額等が200万円未満の人は、その5%）を超えたとき、税務署に申告すると、支払った医療費等の金額が課税所得額から控除され、税金が精算されます。ただし、これは所得控除であって、支払った医療費等の全額が戻ってくるわけではありません。また、健康保険や生命保険から補てんされた金額は、差し引かれます。

医療費控除額 = 1年間に支払った医療費等 - 補てんされる金額 - 10万円(または総所得金額等の5%)

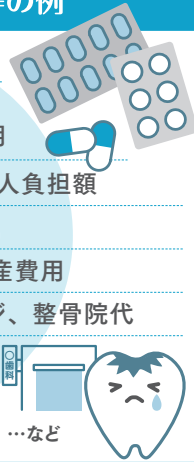
※補てんされる金額 ①健康保険の高額療養費、家族療養費、出産育児一時金、健保組合の付加金等
②生命保険の入院給付金等

家族の医療費等も合算して200万円まで

対象となる医療費等は、下記のとおりです。本人だけでなく、生計を同じくする家族の分も合算できます。控除を受けられる金額は、年間で200万円までです。

対象となる医療費等の例

- 医療機関に支払った診療費
- 治療のための医薬品代、医療用器具の購入またはレンタル費用
- 入院時食事療養や生活療養に係る本人負担額
- 通院費用や往診のための送迎費
- 妊娠から産後までの健診・診察、出産費用
- 治療のためのはり・きゅう、マッサージ、整骨院代
- 歯科の保険外費用の一部
- 介護保険制度に基づく一定の施設および居宅サービスの自己負担額 …など



対象外の費用の例

- × 美容目的の整形手術や歯列矯正の費用
- × 健康増進を目的としたビタミン剤や滋養強壮剤、健康食品等の購入費
- × 健康診断や人間ドック、予防接種などの費用
- × 自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車料金
- × 親族に支払った療養上の世話の対価
- × 治療に直接必要のない眼鏡等の購入費
- × 歯科の自由診療における、一般的な水準を著しく超える治療材料費 …など

申告時の書類…マイナンバーの資料も添付

申告に必要な書類等は、次のとおりです。

- 確定申告書（国税庁のホームページからも作成可）
- 医療費等の領収証
- 給与所得の源泉徴収票
- 印鑑
- マイナンバー（個人番号）の資料

2016年分以降の申告書には、マイナンバー（個人番号）を記入することになります。申告の際は、「**マイナンバーカード**」または「**通知カード+本人確認書類**」の提示または写しの添付が必要です。e-Tax（電子申告）を利用すると領収証や源泉徴収票等の添付を省略できる書類もあります。

翌年1月1日から申告

医療費控除等の還付申告は、翌年の1月1日から申告できます。また、5年（時効）を過ぎると申告できなくなります。

還付申告の提出先は、住所地を管轄する税務署です。

2017年1月1日以降の購入分からセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）が創設されます

2017年1月1日から、スイッチOTC医薬品の購入額^{*}が、生計を同じくする家族の分も含めて年間で12,000円を超えたときは所得控除が受けられるようになります（上限88,000円）。

軽度な不調は自分自身で手当てする「セルフメディケーション」を推進するための制度です。スイッチOTC医薬

品を購入した際の領収証も、大事に保管しておきましょう。

なお、この特例を受けるには、特定健康診査等を行っていることが条件です。また、この特例を受けた場合は、従来どおりの医療費控除は受けられません。

^{*}スイッチOTC医薬品…処方せんが必要な医薬品のうち、市販薬として購入できるようになったもの。対象となる医薬品が決められています。

詳しくは、住所地を管轄する税務署へお問い合わせください。